

○松江市農山漁村地域活性化委員会規則

平成24年12月21日

松江市規則第73号

改正 平成25年3月29日規則第11号

平成25年5月30日規則第44号

平成29年5月31日規則第31号

（趣旨）

第1条 この規則は、松江市農山漁村地域活性化基本条例（平成24年松江市条例第47号）に定めるもののほか、農山漁村地域活性化委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 委員会は、農山漁村地域活性化基本計画に関する事項を調査又は審議するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業経済部農政課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日松江市規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月30日松江市規則第44号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日松江市規則第31号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。